日本国神経認知権利及び先端神経技術法

（2025）

著者：ヴィトール・メンドンサ・プラド

Author: Vitor Mendonça Prado

立法の正当性と必要性

人類史において、脳と意識は最も神聖かつ不可侵の領域として扱われてきた。従来の法律体系は、身体の安全、財産権、通信の秘密を保護する一方で、人間の「思考」や「意識」そのものを直接対象とする規範を欠いていた。しかし、21世紀に入り、人工知能、脳–機械インターフェース、量子通信、及び神経科学の急速な進展により、これまで抽象的で不可視であった人間の思考活動は、測定・記録・解析・操作の対象となり得る現実的領域となった。

これらの技術は、医療、教育、防衛、産業において計り知れない利益をもたらす一方で、同時に重大なリスクを孕んでいる。例えば、神経データが商業的に収集・売買されることにより、個人のプライバシーは根底から侵害される危険がある。また、国家間競争において神経技術が軍事利用されれば、従来の兵器を超える新たな「意識兵器」として濫用され、人類文明そのものを脅かす可能性がある。さらに、教育現場や労働環境において、神経技術が誤って使用されれば、自由意思の尊重や人間の尊厳が損なわれる恐れも否定できない。

日本国は、戦後一貫して「平和国家」としての道を歩み、基本的人権の尊重を憲法の根幹に据えてきた。この歴史的使命を踏まえ、今こそ新たな「神経認知権利」を法制度として明確に位置づけることが求められている。本法は、個人の脳活動と意識を保護する権利を法的に確立し、先端神経技術の研究・利用・規制に関する包括的枠組みを提供するものである。

本法制定の必要性は以下の理由によって正当化される。

1. **倫理的必要性**：思考と意識は人間の本質であり、その侵害は人格の根本を破壊するものである。
2. **社会的必要性**：労働、教育、医療、文化の各分野で、神経技術の適切な活用が求められている。
3. **経済的必要性**：神経産業は次世代の基幹産業であり、健全な規制の下で発展させることが日本経済の競争力強化につながる。
4. **安全保障上の必要性**：神経兵器や心理操作技術の拡散を防ぎ、国家と国民を守るための法的防壁が不可欠である。
5. **国際的必要性**：国際社会において神経権利に関する規範形成が進む中、日本が積極的にリーダーシップを発揮し、普遍的基準作りに貢献する責務がある。

したがって、本法は単なる国内法の制定にとどまらず、人類文明全体に対する責任を果たす試みである。神経認知権利を保障し、先端神経技術の発展を人間の尊厳と調和させることこそが、日本国の使命であり、国際社会に対する貢献である。

第一章　総則・序文

第1条（立法目的）
本法は、神経認知権利を基本的人権の一環として保障し、先端神経技術の研究、利用及び規制に関する基本的事項を定めることにより、国民の尊厳と自由を守り、公共の安全及び国際的信頼を確保することを目的とする。

第2条（立法の必要性）

1. 脳活動及び神経データは人間の意識と直結する最も機微な情報であり、従来の個人情報保護法の枠を超える法的保護が必要である。
2. 人工知能、脳-機械インターフェース及び神経監視技術の急速な発展は、思想・信条・人格に直接影響を及ぼす危険性を孕む。
3. よって、国会は本法を制定し、国際的基準に適合しつつ、日本国として独自の高い倫理基準を確立する責務を負う。

第3条（定義）
本法において使用する用語の意義は、次に掲げるところによる。

1. **神経認知権利**：個人の脳活動、意識、思考、感情及び認知過程に関する基本的人権。
2. **神経技術**：脳波、神経信号又は神経活動を測定、分析、操作又は修飾する技術。
3. **神経データ**：脳活動又は神経信号に由来する一切のデータ。
4. **神経操作**：外部から脳活動に影響を与え、思考、意思決定又は行動を制御又は変容させる行為。
5. **神経主権**：国及び個人が自らの神経活動及び神経データに対して有する不可侵の主権。

第4条（適用範囲）

1. 本法は、日本国内において神経技術を研究、開発、製造、販売、輸出入又は使用する全ての者に適用する。
2. 外国企業又は外国人であっても、日本国内で活動する場合には本法を遵守しなければならない。

第5条（基本原則）

1. 人間の尊厳と自由の尊重。
2. 意識及び思考に対する不当干渉の禁止。
3. 神経技術の安全かつ倫理的利用。
4. 公正かつ平等な利用機会の確保。

5. 国際協調と国内主権の両立。

第二章　基本的人権と神経認知的自由

第6条（神経認知の不可侵性）
すべての国民は、その脳活動、意識及び認知過程に関して不可侵の権利を有する。何人も、これを侵害してはならない。

第7条（思想及び意識の自由）

1. 国民は、思想、信条、宗教的及び哲学的信念において完全な自由を有する。
2. 神経技術を用いて、個人の思想又は信念に干渉することは、いかなる場合も禁止される。

第8条（神経プライバシー権）

1. 神経データは、最も高度な個人情報として保護される。
2. 個人の明示的かつ自由な同意なく、神経データを収集、保存、処理又は移転してはならない。

第9条（インフォームド・コンセント）

1. 神経技術の適用は、本人の事前かつ十分な説明に基づく自由意思による同意がなければならない。
2. 強制、詐欺又は誤導に基づく同意は無効とする。

第10条（未成年者及び脆弱な者の保護）

1. 未成年者及び意思能力に制限のある者に対しては、特別の保護を与える。
2. これらの者に神経技術を適用する場合は、法定代理人の同意及び第三者倫理委員会の承認を必要とする。

第11条（差別の禁止）

1. 神経データ又は神経状態に基づく差別は、あらゆる形で禁止される。
2. 雇用、教育、医療、社会サービスにおける差別的取扱いは無効とする。

第12条（搾取の禁止）

1. 神経データの売買、強制的利用又は営利目的での不当利用は禁止される。
2. 違反行為は、重大な人権侵害として刑事罰の対象とする。

第13条（平等なアクセスの保障）
国民は、社会的地位、性別、経済的条件に関わらず、神経技術の正当な利益を公平に享受する権利を有する。

第14条（神経主権）

1. すべての個人は、自らの脳活動及び神経データに対して主権を有する。
2. 国家は、国民の神経主権を侵害するいかなる外的干渉からもこれを保護する責務を負う。

第三章　神経データの保護

第15条（神経データの特別保護）
神経データは、人格の根幹に関わる情報として、他の個人情報よりも高次の保護を受けるものとする。

第16条（収集の原則）

1. 神経データの収集は、本人の明示的かつ自由な同意に基づいてのみ行うことができる。
2. 収集目的は具体的かつ限定的でなければならない。

第17条（処理及び利用の制限）

1. 神経データの処理及び利用は、収集時に特定された目的の範囲内でのみ許される。
2. 利用目的を変更する場合には、本人の再同意を必要とする。

第18条（保存及び削除の権利）

1. 神経データの保存期間は最小限に限定されなければならない。
2. 本人は、自己の神経データの削除をいつでも請求する権利を有する。

第19条（第三者提供の禁止）

1. 本人の同意なく、神経データを第三者に提供してはならない。
2. 例外は、法律に基づく場合又は裁判所の命令による場合に限られる。

第20条（越境移転の制限）

1. 神経データを国外に移転する場合、移転先が本法と同等又はそれ以上の保護水準を有することを確認しなければならない。
2. 移転は、政府が定める規則に従わなければならない。

第21条（安全管理義務）

1. 神経データを取り扱う者は、最新の技術水準に基づく安全管理措置を講じなければならない。
2. 漏洩、改ざん、不正アクセスを防止するための暗号化及び監査体制を確立することを要する。

第22条（匿名化及び仮名化）
研究又は統計目的で神経データを利用する場合は、本人を特定できない形に加工しなければならない。

第23条（独立監督機関）

1. 政府は、神経データ保護に関する独立した監督機関を設置する。
2. 当該機関は、監査、違反調査及び罰則適用を行う権限を有する。

第24条（本人の権利）

1. 本人は、自らの神経データに関する情報開示請求権を有する。
2. 本人は、その訂正、利用停止又は削除を要求することができる。

第25条（罰則）
神経データを不正に収集、利用、移転又は提供した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第四章　神経技術の分類及び規制

第26条（分類の原則）
神経技術は、その目的、利用分野及びリスクの程度に応じて分類され、それぞれ異なる規制を受けるものとする。

第27条（神経技術の主な区分）
神経技術は、次の各号に掲げる区分に分類する。

1. **医療用技術**：診断、治療又はリハビリテーションを目的とするもの。
2. **研究用技術**：学術研究又は基礎科学の進展を目的とするもの。
3. **教育・社会応用技術**：学習、認知能力向上、娯楽等に利用されるもの。
4. **防衛・安全保障技術**：国家安全保障又は防衛を目的とするもの。
5. **商業・消費者向け技術**：一般消費市場に提供されるもの。

第28条（許可制度）

1. 神経技術の製造、販売、輸入、導入又は運用を行うには、政府の許可を要する。
2. 高リスク技術については、特別審査を経なければならない。

第29条（使用制限）

1. 神経技術は、基本的人権を侵害する目的で使用してはならない。
2. 特に、強制的操作、思想改変、又は大規模監視への利用は禁止される。

第30条（倫理審査）

1. 研究又は商業利用に供される神経技術は、独立した倫理審査委員会の承認を得なければならない。
2. 審査は、透明性、公平性及び公共の利益を基準とする。

第31条（監督及び報告義務）

1. 神経技術を扱う事業者は、定期的に活動状況を政府に報告する義務を負う。
2. 政府は、必要に応じて立入検査を行うことができる。

第32条（リスク分類）
神経技術は、その危険性に応じて次の三段階に分類される。

1. **低リスク技術**：教育・娯楽目的のもの。
2. **中リスク技術**：医療・研究目的のもの。
3. **高リスク技術**：防衛、安全保障又は直接的に意識を改変するもの。

第33条（事業者の責任）

1. 神経技術を提供する事業者は、その安全性を確保する責任を負う。
2. 欠陥製品によって生じた損害については、無過失責任を負う。

第34条（禁止行為）
次に掲げる行為は禁止される。

1. 神経技術を用いた拷問又は強制的制御。
2. 集団的洗脳又は思想統制。
3. 未承認の高リスク技術の流通。

第35条（国際基準との整合性）

1. 日本国は、国際的な規範及び基準と調和を図りつつ、国内において最も厳格な規制を維持する。
2. 国際協力に基づく技術交換又は共同研究に際しても、本法の原則を逸脱してはならない。

第五章　国家安全保障及び防衛応用

第36条（基本原則）

1. 国家安全保障に関連する神経技術の利用は、国民の生命及び自由を守るためにのみ限定的に許される。
2. 防衛目的における神経技術の研究・開発・使用は、憲法の平和主義原則に適合しなければならない。

第37条（兵器化の禁止）

1. 神経技術を兵器化し、直接的に人間の意識又は行動を制御することは禁止される。

2. これに違反する行為は、人道に対する罪として刑事責任を問われる。

第38条（防衛利用の範囲）

1. 神経技術は、兵士の精神的健康回復、戦闘後ストレス障害（PTSD）の治療、及び防衛研究に限定して利用できる。
2. 国際法に違反する利用は禁止される。

第39条（情報収集活動における制限）

1. 諜報活動において神経技術を使用する場合、裁判所の令状及び国会の監督を必要とする。
2. 国民の自由意思を侵害する監視活動は禁止される。

第40条（サイバー防衛）

1. 神経関連システムを標的とするサイバー攻撃は、国家に対する重大な脅威と見なされる。
2. 政府は、高度な暗号化及び監視体制を構築し、これを防止する責務を負う。

第41条（国際協力）

1. 日本国は、神経技術の軍事利用を制限するための国際的枠組みに積極的に参加する。
2. 国際条約に基づく検証・査察を受け入れ、透明性を確保する。

第42条（緊急事態対応）

1. 国家緊急事態において神経技術を使用する場合、内閣の承認及び国会の事後承認を必要とする。
2. 使用は限定的かつ一時的であり、終了後速やかに報告されなければならない。

第43条（倫理的制約）

1. 防衛応用における神経技術は、常に倫理的審査を経るものとする。
2. 民間人に対する影響を及ぼす行為は禁止される。

第44条（違反行為の処罰）

1. 神経技術を違法に軍事利用した者は、無期懲役又はそれに準ずる刑に処する。
2. 法人による違反の場合、法人解散及び資産没収を含む厳罰を科す。

第六章　医療応用

第45条（基本原則）

1. 神経技術の医療応用は、患者の生命、健康及び尊厳を最優先に保障することを目的とする。
2. 利用は、科学的根拠及び医療倫理に基づいて行われなければならない。

第46条（臨床使用の許可）

1. 医療機関が神経技術を臨床に導入する場合、厚生労働省の認可を受けなければならない。
2. 認可は、技術の安全性、有効性及び倫理性を総合的に審査した上で付与される。

第47条（患者の同意）

1. 神経技術を用いた治療は、患者の自由意思に基づく十分な説明と同意を前提とする。
2. 患者は、いつでも同意を撤回できる権利を有する。

第48条（研究と臨床試験）

1. 神経技術に関する研究又は臨床試験は、独立した倫理審査委員会の承認を必要とする。
2. 被験者の安全確保のため、厳格なモニタリング体制を整備しなければならない。

第49条（データ保護）

1. 医療において取得される神経データは、特別管理下に置かれる。
2. 患者の同意なく第三者に提供してはならない。

第50条（リハビリテーション）

1. 政府は、脳損傷患者や精神疾患患者の社会復帰を支援するため、神経技術を活用したリハビリテーションを推進する。
2. 公的保険制度において必要な範囲で支援を行う。

第51条（希少疾患及び高齢者医療）

1. 難治性神経疾患、認知症及び高齢者医療における神経技術の開発を優先的に支援する。
2. 公的研究助成を拡充し、社会的課題の解決を目指す。

第52条（研修及び資格制度）

1. 医師、臨床技師及び研究者に対して、神経技術に関する専門的研修を義務付ける。
2. 政府は、適切な資格認定制度を設ける。

第53条（営利目的の制限）

1. 医療応用における神経技術は、患者の利益を最優先とし、過度の営利追求は禁止される。
2. 違反があった場合、行政処分又は刑事罰の対象となる。

第54条（国際協力）

1. 日本国は、国際的な医療研究ネットワークに参加し、神経技術の安全な応用を推進する。
2. 国際共同研究においても、本法の基準を遵守しなければならない。

第55条（責任と救済）

1. 神経技術の医療応用によって被害が生じた場合、医療機関及び製造者は責任を負う。
2. 被害者は、補償及び必要な医療的救済を受ける権利を有する。

第七章　教育及び人的資源の開発

第56条（基本原則）

1. 教育における神経技術の応用は、学習能力の向上及び人格の健全な発達を目的とする。
2. その利用は、児童生徒の自由意思及び尊厳を尊重しなければならない。

第57条（学習支援）

1. 政府は、神経技術を活用した学習障害児への支援体制を整備する。
2. 公立学校は、必要に応じて無償で適切な教育的配慮を提供しなければならない。

第58条（教育格差の是正）

1. 神経技術の教育利用は、経済的地位や地域差にかかわらず平等に提供されるべきである。
2. 政府は、地方及び過疎地域におけるアクセスを優先的に保障する。

第59条（研究と開発）

1. 大学及び研究機関は、神経教育技術に関する研究を推進する。
2. 政府は、研究費助成及び産学官連携を通じてこれを支援する。

第60条（倫理的利用）

1. 神経技術を用いた教育は、生徒の人格形成に悪影響を及ぼす形で利用してはならない。
2. 強制的又は洗脳的な教育利用は禁止される。

第61条（人的資源開発）

1. 政府は、神経技術を活用した職業訓練及び再教育プログラムを推進する。
2. 特に、高齢者及び障害者の就労支援に重点を置く。

第62条（資格と研修）

1. 教育分野で神経技術を利用する者は、専門的研修を修了し、資格を有しなければならない。

2. 資格制度は文部科学省が所管する。

第63条（国際教育協力）

1. 日本国は、国際的な教育ネットワークに参加し、神経教育技術の適正な利用を推進する。
2. 留学生及び国際共同研究者に対しても、本法の基準を適用する。

第64条（学生及び保護者の権利）

1. 学生及びその保護者は、神経技術の教育利用について十分な説明を受ける権利を有する。
2. 同意の撤回は、いかなる不利益をもたらしてはならない。

第65条（罰則）
教育現場において神経技術を不正に利用した者は、行政処分及び三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第八章　社会及び文化的応用

第66条（基本原則）

1. 神経技術の社会及び文化的応用は、公共の利益及び文化的多様性を尊重して行われなければならない。
2. 個人の自由意思や倫理的価値を損なう利用は禁止される。

第67条（公共サービスへの利用）

1. 政府は、福祉、交通、安全管理等の公共サービスにおける神経技術の適正利用を推進する。
2. 公共サービスにおいては、利用者の同意及び透明性が確保されなければならない。

第68条（文化活動の促進）

1. 芸術、音楽、文学等の文化活動において、神経技術は創造性の拡張に資する形で利用され得る。
2. 強制的又は商業的搾取を目的とする文化活動への応用は禁止される。

第69条（スポーツ及び娯楽分野）

1. スポーツや娯楽における神経技術の利用は、公正競争及び倫理規範に従うものとする。
2. 違法な能力強化又は観客操作は禁止される。

第70条（メディア及び情報分野）

1. メディアにおける神経技術の利用は、情報の正確性及び公共の信頼を維持するものでなければならない。
2. 大衆操作や洗脳的広告は禁止される。

第71条（社会的弱者の支援）

1. 障害者、高齢者、社会的弱者の生活改善のために神経技術を積極的に活用する。
2. 政府は、これらの応用に対して補助金や税制優遇を行う。

第72条（文化多様性の尊重）

1. 神経技術の応用は、日本国憲法に基づく文化的多様性を尊重しなければならない。
2. 特定の文化や思想を優越的に扱う応用は禁止される。

第73条（地方社会での応用）

1. 地方自治体は、地域文化や伝統を活かした神経技術の応用を推進できる。
2. その際、住民参加型の意思決定を行うことが必要である。

第74条（監督及び規制）

1. 政府は、社会及び文化的応用に関する監督体制を整備し、透明性を確保する。
2. 違反行為に対しては、行政処分又は刑事罰を科すことができる。

第75条（罰則）

1. 神経技術を利用して大衆を不当に操作した者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2. 法人が違反した場合、その法人に対して営業停止又は解散命令を科すことができる。

第九章　平等及びアクセス

第76条（基本原則）
すべての国民は、社会的地位、性別、年齢、障害、経済状況、出身にかかわらず、神経技術の利益を平等に享受する権利を有する。

第77条（差別の禁止）

1. 神経データ又は神経状態に基づくいかなる差別も禁止される。
2. 雇用、教育、医療、社会参加の各分野において、神経的特徴に基づく不利益取扱いは無効とする。

第78条（障害者のアクセス権）

1. 政府は、障害者が神経技術を利用できるよう、特別な支援及び補助を行う。
2. 公共機関及び事業者は、合理的配慮を行い、利用環境を整備する義務を負う。

第79条（地域格差の是正）

1. 神経技術へのアクセスは、都市部と地方部で不均衡があってはならない。
2. 政府は、過疎地域や離島に対し、特別の支援策を講じる。

第80条（経済的支援）

1. 低所得者層が神経技術の恩恵を受けられるよう、公的補助制度を設ける。
2. 健康保険及び社会保障制度において、必要な範囲で神経技術利用を支援する。

第81条（教育機会の均等）

1. 学生は、その家庭の経済状況にかかわらず、神経教育技術を利用する権利を有する。
2. 政府は、奨学金及び支援プログラムを通じて教育格差を是正する。

第82条（ジェンダー平等）

1. 神経技術の研究、利用及び恩恵の享受において、性別に基づく差別は禁止される。
2. 女性及び性的マイノリティに対する特別の配慮を行い、平等を確保する。

第83条（高齢者の保護）

1. 高齢者が神経技術を利用する際、特に負担を軽減し、安全性を確保しなければならない。
2. 政府は、高齢者の社会参加を促進するための神経支援プログラムを推進する。

第84条（国際的アクセスの確保）

1. 日本に居住する外国人も、本法の下で平等な保護及び利用権を享受する。
2. 難民、移民、研修生に対しても同等の権利を認める。

第85条（罰則）

1. 神経技術の提供に際して差別行為を行った者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。
2. 法人が違反した場合、その法人に対して営業停止命令を科すことができる。

第十章　研究及び科学的倫理

第86条（基本原則）

1. 神経技術に関する研究は、人間の尊厳と人権を尊重しつつ推進されなければならない。
2. 科学的探求の自由は保障されるが、倫理的規範に反する研究は禁止される。

第87条（倫理審査委員会の設置）

1. すべての神経研究機関は、独立した倫理審査委員会を設置しなければならない。
2. 倫理審査委員会は、研究計画の安全性、倫理性及び社会的影響を審査する権限を有する。

第88条（被験者の保護）

1. 被験者は、十分な説明に基づく自由意思による同意を必要とする。
2. 未成年者、意思能力の制限された者に対する研究は、特別の配慮及び代理人の同意を必要とする。

第89条（禁止される研究）
次に掲げる研究は、いかなる場合も禁止される。

1. 思想又は信念を強制的に改変する研究。
2. 集団的洗脳又は人格操作を目的とする研究。
3. 国際法又は人道的原則に反する軍事研究。

第90条（動物実験の制限）

1. 神経研究における動物実験は、代替手段が存在しない場合に限り許可される。
2. 動物福祉を最大限尊重し、苦痛を最小化しなければならない。

第91条（透明性及び公開性）

1. 神経技術研究の成果は、公共の利益のために透明性をもって公開されなければならない。
2. 安全保障に関わる情報については、必要最小限の非公開を認める。

第92条（利益相反の管理）
研究者及び研究機関は、商業的利益相反を開示しなければならない。開示を怠った場合は、研究停止処分を科される。

第93条（国際研究協力）

1. 日本国は、国際共同研究に積極的に参加し、倫理的基準の調和を推進する。
2. 研究協力に際しては、常に本法に基づく倫理基準が適用される。

第94条（監督及び罰則）

1. 政府は、研究機関に対し定期的に監督を行う権限を有する。
2. 倫理規範に違反した研究者は、研究資格の停止又は剥奪を受け、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

第十一章　司法制度

第95条（専門裁判所の設置）

1. 神経技術及び神経認知権利に関する紛争を扱うため、特別の「神経司法部門」を高等裁判所の下に設置する。
2. 当該部門は、専門的知識を有する裁判官及び科学顧問によって構成される。

第96条（裁判管轄）

1. 神経データの侵害、神経技術の不正利用、人権侵害等に関する事件は、本部門の専属的管轄に属する。
2. 他の法律に基づく通常裁判所の管轄を妨げない。

第97条（迅速な救済措置）

1. 本人が神経権利の侵害を受けた場合、裁判所は迅速な仮処分又は差止命令を発することができる。
2. 被害の拡大を防止するため、即時の執行力を有する。

第98条（証拠の取扱い）

1. 神経データは極めて機微な性質を有するため、裁判所は秘密保持義務を課す。
2. 神経データを証拠として用いる場合、本人の同意又は厳格な法的手続を必要とする。

第99条（専門家証人制度）

1. 裁判所は、神経科学、倫理学及び情報技術の専門家を証人として任命できる。
2. 専門家証言は、裁判判断における重要な補助資料とされる。

第100条（公的弁護制度）

1. 神経権利侵害に関する事件において、被害者が弁護士費用を負担できない場合は、公的弁護を受ける権利を有する。
2. 政府は、専門知識を有する弁護士を養成し、配置する。

第101条（調停及び仲裁）

1. 紛争の円満な解決を図るため、裁判外の調停及び仲裁制度を推進する。

2. ただし、人権侵害に関する重大事件は調停又は仲裁の対象としない。

第102条（国際司法協力）

1. 日本国は、神経権利侵害の国際事件について、外国の司法機関と協力する。
2. 国際的な犯罪行為に対しては、引渡し及び国際裁判機関への付託を行うことができる。

第103条（判決の拘束力）

1. 神経司法部門の判決は、全国的に拘束力を有する。
2. 判決に従わない場合、強制執行が行われる。

第104条（違反に対する制裁）
神経権利の侵害事件において有罪が確定した場合、裁判所は以下の制裁を科すことができる。

1. 刑事罰（懲役、罰金）。
2. 損害賠償命令。
3. 業務停止又は資格剥奪。

第十二章　民事及び刑事責任

第105条（基本原則）
神経技術及び神経データに関連する侵害行為については、民事責任及び刑事責任が並行して適用され得る。

第106条（民事責任の範囲）

1. 神経データの不正利用又は神経権利の侵害によって損害を被った者は、加害者に対して損害賠償を請求することができる。
2. 賠償には、財産的損害のみならず精神的苦痛に対する慰謝料を含む。

第107条（製造者責任）

1. 神経技術の欠陥により被害が発生した場合、製造者は無過失責任を負う。
2. 製造者は、危険性を予見できなかったことを理由に免責を主張することはできない。

第108条（事業者責任）

1. 神経技術を運用する事業者は、その利用による被害について連帯責任を負う。
2. 違法収益は没収され、被害者救済に充当される。

第109条（刑事責任の原則）

1. 神経権利を侵害する行為は、社会秩序を破壊する重大犯罪とみなされる。
2. 刑罰は抑止力を持ち、かつ被害者の救済を優先する。

第110条（重大犯罪の類型）
次に掲げる行為は、重大犯罪として処罰される。

1. 神経データの不正収集、改ざん、販売又は越境移転。
2. 神経技術を用いた思想改変、人格操作又は洗脳。
3. 神経技術を兵器化し、個人又は集団に対して使用する行為。
4. 無断で脳活動を操作し、自由意思を奪う行為。

第111条（刑罰の種類）

1. 重大犯罪については、十年以上の懲役、又は無期懲役を科すことができる。
2. 法人による違反の場合、法人解散及び資産没収を含む厳罰を科す。

第112条（軽微違反の処罰）

1. 軽微な違反についても、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金を科すことができる。
2. 再犯の場合、刑を加重する。

第113条（共犯及び教唆）

1. 共犯、幇助又は教唆による神経権利侵害も、主体的行為と同等に処罰される。
2. 組織的犯罪については、指揮者に重罰を科す。

第114条（行政制裁）
刑事責任とは別に、行政機関は次の制裁を課すことができる。

1. 業務停止命令。
2. 許可又は認可の取消し。
3. 行政罰金。

第115条（救済基金）

1. 政府は、神経技術による被害者を救済するための国家補償基金を設立する。
2. 基金は、加害事業者からの罰金及び行政制裁金を財源とする。

第十三章　経済政策及び産業規制

第116条（基本原則）
神経技術産業の発展は、国民経済の健全な成長及び国際競争力の強化に資するものでなければならない。

第117条（産業振興政策）

1. 政府は、神経技術関連の研究開発を支援し、次世代産業としての基盤を確立する。
2. 中小企業及びスタートアップ企業に対しては、特別の資金援助及び税制優遇措置を講じる。

第118条（市場規制）

1. 神経技術の販売及び流通は、厳格な許可制に基づく。
2. 安全性及び倫理性の確認を経ない製品の市場流通は禁止される。

第119条（競争の公正性）

1. 独占的又は反競争的行為は、独占禁止法に準じて規制される。
2. 神経技術における特許権濫用は禁止される。

第120条（輸出入管理）

1. 神経技術の輸出入は、国際安全保障及び倫理基準に照らして管理される。
2. 違法輸出入は、刑事罰及び行政罰の対象とする。

第121条（投資規制）

1. 外国資本による神経技術企業への投資は、国家安全保障審査を経なければならない。
2. 公益を害する投資は、認可を拒否又は取消すことができる。

第122条（知的財産権の保護）

1. 神経技術に関する知的財産は、適切に保護される。
2. ただし、人権侵害を目的とする技術は特許付与の対象外とする。

第123条（国際貿易協力）

1. 日本国は、神経技術に関する国際的な貿易ルール形成に積極的に参加する。
2. 貿易協定においても、本法の倫理基準を逸脱してはならない。

第124条（産業クラスターの形成）
政府は、大学、研究機関、産業界を連携させ、神経技術の産業クラスターを形成する。

第125条（金融支援）

1. 政府は、神経技術分野の研究開発に対する低利融資及び補助金を提供する。
2. 投資リスク軽減のため、国家保証制度を導入することができる。

第126条（違反行為の規制）

1. 不正な市場操作、虚偽広告、及び詐欺的販売行為は禁止される。
2. 違反者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

第127条（産業監督機関）

1. 政府は、神経技術産業を監督する専門機関を設置する。
2. 当該機関は、市場の透明性を確保し、違反行為を摘発する権限を有する。

第十四章　農業、農村及び地域社会における応用

第128条（基本原則）
神経技術の農業及び地域社会における応用は、持続可能な発展及び地域住民の福祉向上を目的としなければならない。

第129条（農業生産への応用）

1. 神経技術は、農業労働者の作業効率及び安全性向上に活用され得る。
2. 精密農業において、農作物の生育状況を神経インターフェースにより監視・最適化することができる。

第130条（農村労働者の健康保護）

1. 政府は、農村労働者の健康を守るため、神経技術を用いた労働安全監視システムを導入する。
2. 過労や有害物質の影響を神経的に検知し、早期対応する体制を整備する。

第131条（教育と技能向上）

1. 農村地域における教育及び職業訓練に神経技術を導入し、技能向上を支援する。
2. 特に若年層及び女性農業従事者に対して平等なアクセスを保障する。

第132条（地域医療への応用）

1. 遠隔医療に神経技術を活用し、農村及び離島地域の医療格差を是正する。
2. 公的保険制度を通じて、低コストでの導入を推進する。

第133条（伝統的知識との調和）

1. 神経技術の応用は、地域社会に伝承されてきた伝統的農業知識と調和する形で行う。
2. 地域文化を尊重し、外部からの一方的押し付けを禁止する。

第134条（共同体の意思決定）

1. 農村社会に神経技術を導入する際には、住民参加型の意思決定を行わなければならない。

2. 導入に際しては、情報公開と住民同意を必須とする。

第135条（資金支援及びインフラ整備）

1. 政府は、農村地域での神経技術導入に必要なインフラ整備を支援する。
2. 公的融資及び補助金制度を設け、地域格差の是正を図る。

第136条（環境保護との両立）

1. 神経技術の農業利用は、環境保護及び生態系の維持と両立するものでなければならない。
2. 違反する利用は、行政処分及び刑事罰の対象とする。

第137条（国際協力）

1. 日本国は、発展途上国との間で農業分野における神経技術の応用に関する技術協力を行う。
2. 知識及び技術の移転は、相互利益と持続可能な発展を原則とする。

第138条（罰則）
農業及び地域社会における神経技術を不正に利用した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第十五章　労働者の権利及び職場の安全

第139条（基本原則）

1. 労働者は、神経技術の導入により職場環境が改善される権利を有する。
2. 神経技術の使用は、労働者の尊厳及び自由を侵害してはならない。

第140条（職場での神経監視の制限）

1. 使用者は、労働者の神経データを無断で収集又は監視してはならない。
2. 労働効率の監視を目的とする神経技術の利用は、労働者の同意及び法的規制に基づく場合に限られる。

第141条（労働安全の確保）

1. 危険作業に従事する労働者の安全確保のために、神経技術を用いた健康モニタリングを推進する。
2. 労働者の過労やストレス状態を検知し、早期に改善措置を講じなければならない。

第142条（職業訓練及び能力開発）

1. 労働者は、神経技術を活用した職業訓練を受ける権利を有する。
2. 政府は、再教育プログラムを整備し、失業者や転職希望者に無償又は低額で提供する。

第143条（労使協議の義務）

1. 企業は、職場に神経技術を導入する際、労働組合又は労働者代表と協議しなければならない。
2. 労使協議を経ない一方的導入は無効とする。

第144条（職場差別の禁止）

1. 神経技術の使用又は不使用を理由とする差別的取扱いは禁止される。
2. 採用、昇進、評価において、神経データの提供を条件としてはならない。

第145条（プライバシー保護）

1. 労働者の神経データは、業務上必要最小限の範囲に限定して取り扱わなければならない。
2. 収集されたデータは、第三者に提供してはならない。

第146条（違反に対する救済）

1. 労働者は、不当な神経技術の利用によって権利が侵害された場合、労働審判又は裁判を通じて救済を求めることができる。
2. 使用者は、損害賠償責任を負う。

第147条（罰則）

1. 使用者が無断で労働者の神経データを収集又は悪用した場合、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2. 法人による違反の場合、その法人に対し営業停止又は解散命令を科すことができる。

第十六章　宗教及び哲学的自由

第148条（基本原則）

1. すべての人は、宗教的信仰及び哲学的信念を自由に保持し、表明する権利を有する。
2. 神経技術は、これらの自由を侵害する形で使用してはならない。

第149条（信仰の自由）

1. 神経データを利用して個人の宗教的又は哲学的信念を特定することは禁止される。
2. いかなる権力機関も、信仰の選択又は変更を神経的に強制してはならない。

第150条（宗教活動における制限）

1. 宗教施設や礼拝において、神経技術を用いた監視又は操作を行ってはならない。
2. 信者の精神的状態に干渉する神経的手段は禁止される。

第151条（教育及び布教活動）

1. 宗教教育及び布教活動に神経技術を利用する場合、信者の自由意思を尊重しなければならない。
2. 誘導的又は洗脳的利用は禁止される。

第152条（哲学的自由の保障）

1. 哲学的信念の形成及び表現に対して、神経的介入を行ってはならない。
2. 思想の多様性及び学問的探究の自由は最大限尊重される。

第153条（異なる信仰の尊重）

1. 神経技術の利用は、異なる宗教や思想間の対立を助長してはならない。
2. 政府は、多様な信仰の共存を支援し、寛容の文化を促進する。

第154条（侵害行為の禁止）

1. 神経技術を用いて特定の宗教的又は哲学的立場を優越的に強制する行為は禁止される。
2. 違反者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

第155条（国際基準との整合性）
宗教及び哲学的自由に関する本章の規定は、世界人権宣言及び市民的及び政治的権利に関する国際規約と整合的に解釈される。

第十七章　家族法及び児童の権利

第156条（基本原則）

1. 家族は社会の基礎的単位であり、神経技術の利用において特別の保護を受ける。
2. 児童の利益は、すべての決定において最優先されなければならない。

第157条（親の同意）

1. 未成年者に神経技術を適用する場合、親権者又は法定代理人の同意を必要とする。
2. 同意は、児童の意思を尊重し、十分な説明に基づいて与えられなければならない。

第158条（児童の保護）

1. 神経技術を用いた児童に対する実験は、治療的目的でかつ倫理委員会の承認を得た場合にのみ許可される。
2. 教育的応用は、児童の人格発達を阻害しない範囲で行われる。

第159条（妊婦及び胎児の保護）

1. 妊娠中の女性及び胎児に対する神経技術の利用は、医療上必要不可欠な場合を除き禁止される。
2. 違反行為は、母子双方に対する重大な侵害として厳罰に処される。

第160条（家庭生活の尊重）

1. 家庭内での神経技術の利用は、家庭の自律性及びプライバシーを尊重しなければならない。
2. 家族構成員に対する強制的利用は禁止される。

第161条（養子及び後見）
養子又は後見においても、児童の神経認知権利は保障されなければならない。

第162条（教育権と保護者の役割）

1. 保護者は、児童の教育において神経技術の利用を判断する権利と責任を有する。
2. 教育機関は、保護者の意見を尊重しなければならない。

第163条（児童の意見表明権）
児童は、自らの年齢及び成熟度に応じて、神経技術の利用に関する意思を表明する権利を有する。

第164条（搾取の禁止）

1. 児童を対象とした商業的又は営利的な神経技術利用は禁止される。
2. 違反者は、七年以下の懲役又は七百万円以下の罰金に処する。

第165条（救済措置）
児童の神経権利が侵害された場合、家庭裁判所は直ちに保護命令を発し、必要な救済を行わなければならない。

第十八章　情報技術及びサイバーセキュリティ

第166条（基本原則）

1. 神経技術に関連する情報システムは、最高水準のサイバーセキュリティによって保護されなければならない。
2. 政府は、国家の安全及び国民の権利を守るため、包括的なサイバー防衛体制を構築する責務を負う。

第167条（神経データの暗号化）

1. すべての神経データは、保存及び送信に際して暗号化されなければならない。
2. 暗号化基準は、国際的水準を満たすものでなければならない。

第168条（不正アクセスの禁止）

1. 神経関連システムに対する不正アクセスは、重大なサイバー犯罪とみなされる。
2. 違反者は、十年以下の懲役又は一千万円以下の罰金に処する。

第169条（事業者の責任）

1. 神経技術を提供する事業者は、利用者の神経データ保護のための安全管理体制を整備しなければならない。
2. 情報漏洩が発生した場合、速やかに政府及び利用者に通知しなければならない。

第170条（監視及び対策機関）

1. 政府は、神経技術の安全利用を監視するための「神経サイバー安全局」を設置する。
2. 当該機関は、サイバー攻撃の監視、脅威分析及び緊急対応を行う。

第171条（国際的サイバー協力）

1. 日本国は、国際的なサイバーセキュリティネットワークに参加し、神経技術関連の脅威情報を共有する。
2. 国際協力により、越境的サイバー犯罪の防止を図る。

第172条（利用者の権利）

1. 利用者は、自らの神経データがどのように保護されているかを知る権利を有する。
2. 利用者は、自らのデータに対するアクセス履歴を開示請求できる。

第173条（緊急対応義務）

1. サイバー攻撃又はシステム障害が発生した場合、事業者は直ちに緊急対応計画を実施しなければならない。
2. 政府は、必要に応じて介入し、国民の安全を確保する。

第174条（教育及び人材育成）

1. 政府は、神経サイバーセキュリティに関する専門人材の育成を推進する。
2. 高等教育機関は、専門カリキュラムを整備しなければならない。

第175条（罰則）

1. 神経関連システムを攻撃した者は、懲役刑及び罰金刑の双方を科される。
2. 法人による違反の場合、法人に対しても営業停止、資産没収等の制裁を科すことができる。

第十九章　国際協力及びグローバル・ガバナンス

第176条（基本原則）

1. 神経技術の発展及び規制は、国際的連携と調和をもって推進されなければならない。
2. 日本国は、国際社会において神経認知権利の保護に関する主導的役割を果たす責務を負う。

第177条（国際条約の遵守）

1. 日本国は、神経技術に関連する国際条約及び協定を誠実に遵守する。
2. 国際条約に基づく義務は、本法の一部を構成する。

第178条（国際共同研究）

1. 日本国は、国際的な研究機関及び大学と連携し、倫理的基準に基づいた共同研究を推進する。
2. 共同研究においても、日本国民の神経認知権利は常に保障されなければならない。

第179条（国際的規範形成）

1. 日本国は、国際会議及び専門機関において、神経技術に関する普遍的規範形成を積極的に提案・支持する。
2. 特に、神経兵器禁止、データ保護、倫理基準について国際的合意を目指す。

第180条（越境犯罪の防止）

1. 神経技術を用いた越境的犯罪行為に対し、日本国は外国当局と協力して捜査・摘発を行う。
2. 国際刑事警察機構（ICPO-Interpol）等を通じた情報共有を推進する。

第181条（開発途上国支援）

1. 日本国は、神経技術に関する技術移転及び能力開発を通じて開発途上国を支援する。
2. 支援は、人権尊重及び持続可能な発展を基礎とする。

第182条（グローバル・ガバナンス機関）

1. 日本国は、神経技術の国際管理を目的とするグローバル・ガバナンス機関の設立を支持する。
2. 当該機関は、監視、規制、倫理基準の普及を担う。

第183条（国際紛争解決）

1. 神経技術に関する国際的紛争は、国際司法裁判所又は仲裁機関によって平和的に解決されるべきである。
2. 武力又は強制的手段による解決は認められない。

第184条（国際責任の原則）

1. 国家又は法人が神経技術を違法に利用し、国際的被害を発生させた場合、国際責任を負う。
2. 賠償及び制裁は、国際法の原則に従って科される。

第185条（制裁措置）

1. 日本国は、神経認知権利を侵害する国家又は組織に対して、経済制裁、技術協力の停止及び外交的措置を講じることができる。
2. 制裁は、国際連合等の国際機関と協調して実施する。

第二十章　広報、教育及び社会的動員

第186条（基本原則）

1. 国民の神経認知権利に関する理解を深めるため、政府は広報及び教育活動を推進する。
2. 神経技術に関する社会的議論は、透明性及び多様性を尊重して行われなければならない。

第187条（国民啓発活動）

1. 政府は、神経技術の利点及びリスクに関する啓発キャンペーンを定期的に実施する。
2. テレビ、インターネット、出版物等を通じて広く国民に情報を提供する。

第188条（学校教育への導入）

1. 初等・中等・高等教育において、神経認知権利及び神経技術倫理に関する教育を導入する。
2. カリキュラムは、学齢に応じて段階的に整備される。

第189条（専門教育と研修）

1. 医師、教育者、技術者、法律家に対して、神経技術の正しい理解と倫理的利用に関する研修を義務付ける。
2. 政府は、専門的認証制度を整備する。

第190条（市民社会の参加）

1. 政府は、市民団体、非営利組織及び地域社会と連携し、神経権利の普及を図る。
2. 公開討論会及び市民フォーラムを通じて、国民の意見を政策に反映させる。

第191条（メディアの責任）

1. メディアは、神経技術に関する報道において正確性、公平性及び倫理性を確保しなければならない。
2. 誤情報や偏向的報道により国民の意識を操作することは禁止される。

第192条（デジタルプラットフォーム）

1. 政府は、神経技術に関する情報を提供する公的デジタルプラットフォームを整備する。
2. 市民は、当該プラットフォームを通じて情報入手及び意見表明を行う権利を有する。

第193条（社会的動員）

1. 政府は、神経技術に関連する政策課題に対して国民が積極的に参加できる仕組みを整える。
2. 国民運動、署名活動、ボランティア活動を通じた意識向上を奨励する。

第194条（国際的啓発活動）

1. 日本国は、国際社会における神経権利啓発活動に参加する。
2. アジア地域を中心に、教育・広報プログラムの国際的共有を推進する。

第195条（罰則）

1. 神経技術に関して虚偽又は誤解を招く広報活動を行った者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。
2. 法人による違反の場合、営業停止又は課徴金を科すことができる。

第二十一章　附則

第196条（施行期日）
本法は、公布の日から六か月以内に施行する。

第197条（既存法との関係）

1. 本法の規定は、他の法律に優先して適用される。

2. ただし、より高度に人権を保護する規定が存在する場合は、その規定を優先する。

第198条（政令への委任）
本法の実施に必要な事項は、政令により定める。

第199条（見直し規定）

1. 政府は、本法の施行後五年を目途に、その効果及び実効性を検証しなければならない。
2. 検証結果に基づき、必要があると認められる場合には法改正を行う。

第200条（国際調和のための措置）
政府は、国際社会における神経技術規制の動向を踏まえ、本法の改正又は新たな措置を講ずることができる。

第201条（経過措置）

1. 本法施行以前に導入された神経技術は、施行後一年以内に本法の基準に適合させなければならない。
2. 期限までに適合しない技術は、使用禁止とする。

第202条（罰則の適用）
本法に定める罰則は、施行日以降に発生した行為に適用される。

第203条（公式名称）
本法は、**「日本国神経認知権利及び先端神経技術法（2025）」**と称する。

São Paulo, Brazil

October 07th 1988

3:45am